

特定家畜伝染病発生時における防疫業務に係る企画提案競技仕様書

項 目			仕 様
大	中	小	
1. 全体事項			
		(1) 体制図	
			以下の「2. 特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する事項」における実施責任者が明確となる体制図を示すこと
		(2) 提案に関する費用	
			提案に関する費用は提案者の負担とすること
		(3) 法令の遵守	
			提案内容の実施に当たり、法令を遵守すること
			提案に当たっては、法令上必要となる手続きを行っていること
		(4) 協定の締結	
			提案に係る受託業務は、提案者と県との間で協定を締結するものであること
		(5) 契約の締結	
			特定家畜伝染病発生時に県からの連絡を受け、受託業務に係る契約を締結するものであること
		(6) 業務の再委託等	
			受託業務の実施に当たっては、家畜伝染病発生時の対応に関し県が既に協定を締結している県内の団体等（別紙1）と連携すること。また業務を再委託する場合にあっては、そのことについて県と協議の上、了解を得るとともに、県内の企業を優先して委託先とすること。
		(7) その他	
			本仕様書に係る前提としての防疫措置の概要については、別添「青森県特定家畜伝染病対策マニュアル」を参考とすること。
2. 特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する事項			
		1) 経費見積書に関すること	
			別添「経費見積書」に準じて積算すること。
		2) 家畜または家きんの殺処分、清掃及び消毒等の農場での防疫業務に関すること	
		(1) 防疫業務の仕様	
			県が要請した後、速やかに人員を手配し、県が指示した時刻までに県の指示する場所に人員を集合させること。なお、要請直後や他県での発生により要請人数を満たない場合は、速やかにその旨を報告し、手配可能な人数や計画を県に示すこと。
			農場における防疫業務は、原則、1班当たり60人で6時間交代（農場内での休憩時間含む）とし、24時間体制で実施すること。ただし、人数や作業時間は農場の規模や周辺での発生状況、天候等により変更となる場合がある。
			作業にあたる人員については、必要に応じ県と協力の上、防疫措置における作業の基本等をあらかじめ修得させておくとともに、作業を円滑に進める上で必要な指示系統を設けること。

項 目			仕 様
大	中	小	
			提案者が参集する人員の健康管理（健康調査含む）や事故等に関する保険等については、提案者の責任において対応すること。
			集合した場所から集合施設や農場までの移動手段については、原則として県が手配し、その出発時刻等は県と必要な調整を行うこと。
			本仕様書では、10万羽規模の鶏飼養農場での発生を想定し、防疫業務6日間（60名（6時間）/班×4班/日×6日）に要する費用を積算すること。
			3) その他の防疫措置に関すること
			(1) 上記2) 以外の防疫措置に係る業務について
			本仕様書に記載のない業務についても、防疫措置を円滑に実施するにあたり対応可能な業務があれば記載すること。
			上記で記載した業務については、見積もりは求めない。

(別紙1)

家畜伝染病発生時の防疫対応に係る協定締結団体

団体等名称	協定の名称	業務内容	締結日
青森県農村整備建設協会	家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定	埋却溝の掘削	H20.3.5
青森県高圧ガス協会	家畜伝染病発生時等における液化炭酸ガス等の供給に関する協定書	炭酸ガスの供給	H25.6.19
公益社団法人青森県トラック協会	家畜伝染病発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書	物資の緊急輸送	H25.2.25
一般社団法人日本建設機械レンタル協会青森支部	災害時等における資機材のリースに関する協定	資機材のリース	H25.10.1
一般社団法人青森県警備業協会	家畜伝染病発生時等における交通誘導警備業務等に関する協定書	消毒ポイントでの交通誘導	H25.10.1
青森県ペストコントロール協会	家畜伝染病発生時等における緊急消毒業務に関する協定書	緊急消毒	H24.3.28
青森県動物薬品器材協会	家畜伝染病発生時等における動物用医薬品等の確保に関する協定書	動物用医薬品等の確保	H24.7.19
公益社団法人青森県バス協会	家畜伝染病発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書	動員者の輸送	H25.2.25
NEXCO東日本	青森県と東日本高速道路株式会社との包括的連携協定	県と企業との包括協定消毒ポイントの設置	H27.3.24
佐川急便株式会社	特定家畜伝染病発生時等における防疫体制構築に係る協定	備蓄資材の保管・管理・運搬等	R5.11.1